

第3回 東京都児童福祉審議会本委員会  
議事録

- 1 日時 令和5年1月12日(木) 18時30分～20時25分
- 2 場所 都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室A

3 次第  
(開会)

1 新委員紹介

2 議事

- (1) 東京都児童福祉審議会提言(案)について
- (2) 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

3 報告

令和3年度における各部会の審議内容について

- ・里親認定部会
- ・子供権利擁護部会
- ・児童虐待死亡事例等検証部会
- ・保育部会

(閉会)

4 出席委員：

松原委員長、柏女副委員長、秋山委員、朝比奈委員、石田委員、磯谷委員、  
泉谷委員、伊藤委員、内山委員、榎沢委員、大竹委員、川上委員、亀岡委員、  
佐久間委員、式場委員、高橋委員、都留委員、中板委員、貫名委員、藤岡委員、  
宮田委員、山下委員、山本委員、米原委員

臨時委員：

内山臨時委員、川瀬臨時委員、田中臨時委員、永野臨時委員、能登臨時委員、  
武藤臨時委員

## 5 配布資料

- 資料 1 東京都児童福祉審議会委員名簿
- 資料 2 東京都児童福祉審議会行政側名簿
- 資料 3 - 1 東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】
- 資料 3 - 2 東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】
- 資料 4 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について
- 資料 5 令和 3 年度における各部会の審議内容

午後 6 時 3 0 分

開 会

○子供・子育て計画担当課長 それでは、お待たせいたしました。本日はお忙しい中、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、今期第 3 回の東京都児童福祉審議会本委員会を開会いたします。

私は、福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って進めさせていただきます。

開会に先立ちまして、委員の皆様への御出席について御報告をさせていただきます。本審議会の委員数は、臨時委員を含めて 40 名でございます。本日御出席とお返事をいただいている委員は 30 名、所用のため御欠席とお返事をいただいている委員は 10 名でございますので、定足数に達していることを御報告させていただきます。少々遅れていらっしゃるという委員もいらっしゃいますけれども、それ以外の方は皆様おそろいでございますので、これより始めさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、最初にお手元に配布いたしました会議資料の御確認をお願いいたします。

資料 1 といたしまして「東京都児童福祉審議会委員会名簿」。

資料 2 「東京都児童福祉審議会行政側名簿」。

資料 3 - 1 「東京都児童福祉審議会提言（案）【概要版】」。

資料 3 - 2 「東京都児童福祉審議会提言（案）【全文】」。

資料 4 「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」。

資料 5 「令和 3 年度における各部会の審議内容について」。

以上の資料を置かせていただいております。過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日の児童福祉審議会は公開となっております。傍聴の方がいらっしゃる他、後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますのでよろしくお願いいたします。

また、御発言に際しては、挙手の上、マイクのボタンを押していただきまして御発言いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、プレスの撮影等につきましては冒頭撮りとさせていただきますので、もし御希望があれば今、撮影していただきまして御退室いただければと思います。

よろしいでしょうか。それでは、続けさせていただきます。

続きまして、前回、令和 3 年 11 月 26 日に開催いたしました第 2 回本委員会以降に新たに御就任いただきました委員の方について、資料 1 の名簿で御紹介をさせていただきますと思います。

まず、内山真吾委員でございます。

- 内山委員 都議会厚生委員会委員長の内山です。よろしく申し上げます。
- 子供・子育て計画担当課長 亀岡保夫委員でございます。
- 亀岡委員 公認会計士の亀岡でございます。よろしく申し上げます。
- 子供・子育て計画担当課長 また、専門部会において臨時委員に御就任いただいております内山敏委員でございます。

(内山臨時委員 一礼)

- 子供・子育て計画担当課長 川瀬信一委員でございますが、所用により遅れていらっしゃるということで御連絡をいただいております。

田中れいか委員でございます。

(田中臨時委員 一礼)

- 子供・子育て計画担当課長 永野咲委員でございます。

(永野臨時委員 一礼)

- 子供・子育て計画担当課長 能登和子委員でございます。

(能登臨時委員 一礼)

- 子供・子育て計画担当課長 武藤素明委員でございます。

- 武藤臨時委員 よろしく申し上げます。

- 子供・子育て計画担当課長 行政側につきましては、資料2として名簿をお配りしてございます。変更のあった職員のみ御紹介をさせていただきます。

福祉保健局長の西山でございます。

- 福祉保健局長 西山でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 子供・子育て計画担当課長 福祉保健局理事、木村でございます。
- 福祉保健局理事 木村でございます。どうぞよろしくお願いたします。
- 子供・子育て計画担当課長 幹事を務めます企画担当部長、森田でございます。
- 福祉保健局企画担当部長 森田です。よろしく申し上げます。
- 子供・子育て計画担当課長 同じく幹事を務めます児童相談センター次長、新倉でございます。

- 児童相談センター次長 新倉です。どうぞよろしくお願いたします。

- 子供・子育て計画担当課長 続きまして、書記を務めます計画課長、瀬川でございます。

- 子供・子育て計画担当課長 瀬川でございます。

- 子供・子育て計画担当課長 同じく書記を務めます保育支援課長、大村でございます。

- 少子社会対策部保育支援課長 大村でございます。よろしくお願いたします。

- 子供・子育て計画担当課長 その他、関係職員が出席しておりますが、資料2及び座席表をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、この後の進行は松原委員長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

- 松原委員長 皆様、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

こうやって全員がそろそろような形で開いてみますと、相当な方たちに御協力をいただ

いて今期も議論を進めてきたのだなと改めて思います。

その中で、専門部会を1つ立ち上げまして提言案をいただいておりますので、まず議事(1)の「東京都児童福祉審議会提言(案)について」、お伺いしたいと思います。これは、専門部会において十分に議論を重ねてきた結果、今お手元にありますように「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み(アドボケイト)の在り方について」として取りまとめられたものでございます。

まず、本提言の取りまとめに御尽力いただきました専門部会の磯谷部会長より、審議経過や概要等の御報告をお願いいたします。

○磯谷委員 磯谷でございます。

令和3年12月に第1回の専門部会が開かれまして、その後、少し時間が空きましたけれども、令和4年5月から本格的に議論を始めました。その過程で、社会的養護の経験者の方や児童養護施設の第三者委員、一時保護所の第三者委員、それから社会福祉法人カリヨン子どもセンターの子ども担当弁護士、家庭裁判所で子どもの手続代理人を御経験の方などにお越しいただきましてお話を伺うという機会がございました。

さらに、夏には委員で手分けをいたしまして子供たち、これは幼児から高校生まで幅広く多くの子供たちから直接お話を伺うことができました。とても有意義な機会だったと思います。

専門部会での具体的な議論が本格化したのは令和4年9月以降でございました。意見表明支援、それから児童福祉審議会への申立てなど、大枠は法律で決まっているとはいえ、いざ具体的に東京都の制度の中に落とし込もうとすると、既存の制度とのすみ分けや実務への影響などを考えなければならず、なかなか難しい議論でございました。

また、制度の具体化に向けては、国でも議論が並行して進んでいるという事情もございまして、まだなかなか見えないというところもございました。

そのような中で、専門部会の委員の皆様がそれぞれの知見に基づいて様々な御意見、あるいはアイデアを出してくださいました。そのような形で、今回提言案の取りまとめに至ったところでございます。

委員の皆様には心からお礼申し上げたいと思いますし、また、毎度の専門部会の後の議論の整理は事務局も大変な作業だったと思っております。事務局にも感謝申し上げます。

それでは、内容につきましては事務局から御説明をいただければと思います。

○松原委員長 磯谷部会長、ありがとうございました。また、説明が終わった後にコメントもいただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。事務局から内容の説明をお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、御説明をさせていただきます。

専門部会で取りまとめました提言(案)についてでございますが、資料は3-1が提言(案)の概要版、3-2が提言(案)の全文となっております。説明につきましては、

資料3-1の概要版に沿って適宜、本文も補足しながら御説明をさせていただければと思っております。

それでは、資料3-1をご覧ください。「児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方について」ということで提言案をいただいております。

まず提言（案）の章立てでございます。1ページ目では「第1章 背景」「第2章 児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みの在り方（提言）」、2ページ目になりまして下のほうに「第3章 児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みの構築に向けた検討事項」、そして3ページ目に「第4章 意見表明等支援員のモデル実施」となっております。

また1ページ目にお戻りいただきまして第1章でございますけれども、「1 国の動向」で、今回の審議の前提となっております児童福祉法の改正などの動きをまとめております。改正内容につきましては、概要版にも記載のとおりとなっております。

そして、「2 東京都の現状」といたしまして、社会的養護の状況や子供の権利擁護の取組、さらに専門部会で当事者参加の機会の確保や、現状把握を目的といたしまして子供や社会的養護関係者への意見聴取を実施いたしましたので、その結果を記載しております。

次に第2章ですが、提言の案となっております。こちらの提言（案）につきましては、子供の意見表明等を支援する仕組み全体の考え方として、子供の最善の利益は子供の意見表明の先にあるという前提に立ち、子供を権利の主体として尊重し、子供が意見を表明できる環境を整えていくという認識の下に取りまとめております。

構成といたしましては、第2章の1点目でございますけれども、まず「1 意見表明等の理解促進」として、子供本人や周りの大人が意見表明等の重要性を理解すること。

次に、2ページ目の「2 意見表明等を支援する仕組みの充実」として、子供の考えを整理して周りの大人に伝えるための手助けをすること。

そして3点目、「3 児童福祉審議会への申立て」として、措置内容が子供の意見と異なる場合の権利擁護の仕組みを整えること。

この3つの項目でまとめております。

それでは、それぞれについて御説明をさせていただきます。

また1ページにお戻りいただきまして、「1 意見表明等の理解促進」でございますけれども、提言①で子供への理解促進について記載をしております。子供の権利の啓発や相談方法の周知のために作成している子供の権利ノートについてでございますが、「現在、子供の権利ノートの配付対象となっていない児童養護施設に入所している幼児や障害児施設の入所児童等に対して、権利の啓発や相談方法の周知がなされるよう対策を講じること」としております。

続きまして、2ページをご覧ください。

提言②では、大人への理解促進について記載をしております。生活の様々な場面で子供の意見表明等を支援する体制を整備するためには、子供の周りにいる大人一人一人が意見を聞く姿勢を持ち、子供が意見を表明しやすい環境を整える必要があるということで、提言の内容といたしまして、身近な児童相談所職員、里親、施設等職員に対して、子供の意見表明権や意見表明等を支援することの重要性について理解促進を図ることとしております。

次に、2点目の「意見表明等を支援する仕組みの充実」でございます。こちらでは、(1)といたしまして既存の取組である「第三者委員制度と意見箱の活用促進」について、(2)で新たな仕組みである「意見表明等支援員の導入」について記載をしております。

(1)の提言③ですけれども、第三者委員、意見箱などの運用状況は施設等により差があるものの、適切に運用されている施設等では子供が有効に活用していることが明らかになりました。子供の意見表明権を保障する観点から、全体として運用の底上げを図り活用を促進することとしております。

次に(2)ですが、提言④から提言⑦で意見表明等支援員の導入場面、職務の内容、担い手、活動結果の検証について、それぞれ記載をしております。

提言④では、子供に重大な影響を与える措置決定の場面に第三者委員のような意見表明権を保障する仕組みがないこと、施設等の子供に比べて里子の意見表明権を保障する仕組みが十分でないこと、また、後ほど出てきますが、児童福祉審議会に子供本人が申し立てる仕組みの重要性などを踏まえまして、こうした措置決定の場面等に、子供が考えを整理して大人に伝えることを支援する新たな仕組みとして、意見表明等支援員を導入することとしております。

提言⑤については、意見表明等支援員の職務について記載をしております。「意見表明等支援員は、専ら子供の立場から、子供との信頼関係を基礎として、子供の意見を様々な方法で傾聴するとともに、子供の考えの整理を後押しし、子供が望む場合は意見表明を支援したり代弁したりすること」としております。

これが具体的にどのようなことかということなのですけれども、お手数ですが、資料3-2の20ページをご覧くださいと思います。

ちょうど中ほどの提言⑤の枠の下に詳細なイメージが記載されておりますけれども、1つ目の○で面談等により意見形成と意見表明を支援すること。

2つ目の○で、意見表明等支援員は子供の意見を周りの大人に正確に伝えることが職務であることを認識し、自らの価値観や意見を付加することがないように留意すること。

3つ目の○で、周りの大人は意見表明等支援員が代弁する意見を、子供本人の意見または意向として勘案すること。

さらに4つ目の○で、子供の意見と援助の方針等が異なる場合の調整は、意見表明等支援員が行うのではなく児童相談所や施設等の職員が行うということについての記載

をしております。

それでは、また概要版に戻っていただきまして提言⑥でございますが、意見表明等支援員の担い手と意見表明等支援員のサポート体制について記載をしてしております。

意見表明等支援員につきましては、子供の権利保障や意見表明等支援に関する知識や経験を有することが望ましいとしておりまして、子供との信頼関係やコミュニケーションを築く能力が必要だろうという議論を踏まえ、児童福祉の現場やNPO等で子供を支援した経験を有する者や、児童福祉施設等の経験者等を基本とし、さらに権利擁護や意見表明等支援に関する基本的な考え方、実践のノウハウを習得するため研修を受講することとしております。

そして、この提言の後段でございますけれども、意見表明等支援員は子供の特性や年齢に応じた支援を行うことが考えられますので、意見表明等支援員が面談や支援の方法についても相談ができるよう、意見表明等支援員を支援する体制を整えることとしております。

続いて提言⑦でございますが、「意見表明等支援員の活動の結果を検証する体制を整えること」としまして、日々の面談内容や活動結果を検証し、必要な改善策を講じることで意見表明等支援員が有効に機能する体制を整えていくこととしております。

次に、3の「児童福祉審議会への申立て」でございます。こちらは提言⑧から提言⑩で、子供本人による児童福祉審議会への申立ての仕組みについて記載をしてしております。これは、都においては既に子供の権利擁護に関する個々の事案につきましても必要に応じ児童福祉審議会で審議できる体制がございますが、さらに子供本人が申し立てられるようにしようというものでございます。

提言⑧では、「措置内容について、子供本人が児童福祉審議会に申し立てることができる体制を整えること」としてしております。こちらも、具体的な内容につきましては資料3-2の21ページ以降に記載があります。

かなりのボリュームがあるので、主なものを御紹介させていただきます。まず申立てに当たりましては、原則として現在実施している子供の権利擁護専門相談事業を活用いたしまして、事前に権利擁護専門員や調査員による措置内容の調査、関係機関との調整を行うこととしますが、必要に応じて調査を待たずに申し立てることができる仕組みも整えるとしております。

また、児童相談所の措置の手続は、子供が申立てをした後も児童福祉審議会の審議結果を待たずに継続し、子供の安定した育成環境を整えることが必要としております。

続いて提言⑨でございますけれども、こちらは児童福祉審議会の委員について記載をしておりまして、「子供本人による申立案件の審議を行う児童福祉審議会委員については、子供の権利擁護や意見表明等支援に関する研修を受けるなど、必要な知識の習得に努めること」としてしております。

最後に提言⑩では、申立てに当たっての子供への配慮について記載をしてしております。

「子供本人への意見聴取については、子供の希望に応じて意見表明等支援員が同席することや、意見表明等支援員が子供の意見を代弁することができる仕組みとすること」としております。

申立ての前後に実施する調査では、子供本人にも意見聴取を行うこととなりますが、その際、子供が安心して意見を述べるようにすること、また審議結果を報告する際にも子供が報告内容を十分に理解できるようにすることなどから、希望に応じて意見表明等支援員が同席や意見の代弁をできる仕組みとしております。

提言は、以上の10項目でまとめております。

続きまして第3章でございますが、こちらは第2章の提言や、令和4年度中に国が策定する予定の権利擁護スタートアップマニュアル、または意見表明等支援員の養成ガイドライン等を踏まえまして、今後、都において具体的な仕組みを構築するに当たり検討が必要とされている事項をまとめております。

1点目が「意見表明等の理解促進」、2点目が「意見表明等を支援する仕組みの充実」の「(1) 第三者委員制度と意見箱の活用促進」、ここまでにつきましては効果的な促進策を検討する必要があることなどが記載されております。

続いて、3ページをご覧ください。

2の(2)の「意見表明等支援員の導入」につきましては、子供の意見を速やかに児童相談所職員に伝えるための連携方法、意見表明等支援員のサポート体制、子供の面談内容の守秘義務との整合等、それから活動結果の検証方法、そして措置ではなく契約で入所する子供への意見表明等支援の実施などについて検討が必要としております。

「3 児童福祉審議会への申立て」については、審議を担当する部会や審議の体制、調査や申立てから審議結果の報告、審議結果の取扱いまでの手続、それから措置内容を調査する調査員の職種、そして子供が安心して意見を述べるための配慮としております。

さらに最後の第4章でございますけれども、「意見表明等支援員のモデル実施」についてまとめておりまして、意見表明等支援員の導入については第2章、第3章の内容を踏まえて具体的な仕組みを構築した上で、第4章のとおりモデル的に開始をし、活動結果を検証して段階的に導入範囲を拡大すべきとしております。

モデル実施の具体的な体制でございますが、まず1の「導入場面」では、現在子供の意見表明等を支援する仕組みが他と比べて十分ではない場면을優先し、一時保護中や里親等委託中、その他、児童相談所が必要と判断した場合、それから児童福祉審議会への申立ての場面、これについて導入するとしております。

2の「担い手」につきましては、子供の権利保障や意見表明等支援に関する知識や経験を有する者といたしまして、都が実施する研修を受講することとしております。

「3 面談方法」につきましては、原則として意見表明等支援員が一時保護所、里親家庭、施設を訪問して面談することとしまして、子供から意見表明等支援員へのアクセス方法に配慮することとしています。

また、意見表明等支援員の活動結果を十分検証するために、小学校高学年以上の子供については、措置決定に当たり原則として一度は面談を実施することとしております。

最後に、「4 検討事項」といたしまして、一時保護中の子供の支援についてはモデル的に開始する場所、対象年齢、倫理的な配慮、意見表明等支援員が聴取した意見の記録の在り方、里親等委託中の子供や児童福祉審議会への申立ての支援については、意見表明等支援員へのアクセス方法、それから子供や関係者への周知、既存事業との連携などについて検討が必要としております。

以上が、専門部会で取りまとめられました提言（案）の概要になります。

事務局からは以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、専門部会で取りまとめいただきました磯谷部会長からのコメントをいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○磯谷委員 再び磯谷です。

先ほど、内容については事務局から御説明いただいたとおりなのですが、私のほうは専門部会での議論の一端を少し御紹介させていただこうと思います。

まず1つは、この意見表明支援という制度をつくれれば全て事足りるというわけではないよねということは、専門部会で一貫した皆さんの共通認識だったと思います。当事者の方のお話を伺った際も、例えばあなたはこの人に話してくださいねというようなことを一方的に決められても、決してそれは話しやすいわけでもないのですよね。身近な方や、信頼できる方だとか、そういった大人にこそ話せるというお話もやはり出てきました。

そのようなことを考えると、子供たちの周囲にいる大人、全員が職種にかかわらず子供たちの声に耳を傾けるという意義と、そのように努めることを徹底していただくというところはとても大切なのだろうと思います。

いわば意見表明支援の制度はつくるけれども、さらにはそれをきっかけに全体的な底上げといいますか、そういったところが必要だという認識で、その部分は一致していたかと思っています。

それからもう一つ挙げますと、意見表明等支援員の方の仕事は実に大変だなということも、また皆さん思っておられたところだと思うのです。まず、そもそも子供が本当に話してくれるのだろうかというところもありますし、また、その話してくれたことを正しく受け止められているのだろうかという悩み、さらには話してくれた後、一体自分は何をしてあげられるのだろうかというところ、そういったことも考えるとおそらく意見表明等支援員の方は悩みが尽きないのではないかと思います。

そのようなことを考えると、この意見表明等支援員の方の支援、その方たちを支えるということが実はとても大切で、繰り返し専門部会でもスーパーバイズの必要性というところは議論をされていたかと思っています。

あとは、私の感想といえますか、意見ですけれども、まず1つは高い理想を語るということとはとても大切だと思っています。自分に関わることを決めるという場面に子供自身が参画をするということは本当に重要なことで、資料3-2提言(案)全文の「おわりに」の4つ目の○、30ページになりますでしょうか。今、申し上げた将来あるべき姿ということで記載をさせていただきました。

一方で、同時にこの新しい制度というものがしっかり根づいていくということもやはり等しく大切なのだろうという思いもまたありまして、これは「おわりに」で言えば3つ目の○の辺りに表れていると言えるのではないかと思います。

おそらく、児童福祉の現場の児童福祉司の方、それから施設の職員の方、里親の方、いずれも何を言っているのだ、自分たちこそ子供たちから話をしっかり聞いているはずだ、何も意見表明等支援員などという人の援助を受けなくても自分は子供からきちんと話を聞いているという自負があるのではないかと思います。それは、私は一定程度そのとおりなのだろうと思うのです。

そのような中で、この新しい制度を定着させていくということには、どうしても一定の時間がかかるのだろうと思うのです。色々な試行錯誤もあるだろうと思います。今回モデル実施も提言させていただいていますけれども、そういったところも、それからその後の検証など含めて、この新しい制度が本当に機能するようにしていくためには、やはり現場の方々のしっかりとした理解が必要でありますし、そういったところはおそらく今回の提言に関わった私どもも色々な場面で協力させていただく必要があるだろうと思っています。

そのようなことで、私は男性ですから子供を産んだことはありませんけれども、まさに子供を産んでこの子が将来きちんと成長してくれるかなという期待と、はらはら感とでこの日を迎えたという感じでございます。

最後は少し蛇足になりましたけれども、感想も含めてお話をさせていただきました。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。改めて、磯谷部会長の御尽力に感謝したいと思います。

では、意見交換に移りたいと思います。この提言案につきましては事前に事務局から各委員のもとへ送られていると思います。通読、あるいは熟読をされた上での御意見、御感想、あるいは今日の事務局の報告に刺激を受けての御発言でも結構です。どうぞ御自由に御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。挙手いただければ、私のほうで指名させていただきたいと思います。

大竹委員、お願いします。

○大竹委員 どうもありがとうございました。本当に子供たちの声をしっかり聞いて、今回はこういった提言にまとめられたというところで大変すばらしい取組だったと思っています。

1つ質問なのですが、導入のイメージにあるように、一時保護の場面から意見表明等支援員が関わってこられる。理想としては、この後、措置になって施設等に入所したときに、またそこで先ほど出ていたように子供との信頼関係の基盤というところでいくと、一時保護の場面から関わって信頼関係をつくった意見表明等支援員の方がその後、措置された後でも同一の意見表明等支援員の方が継続して対応されるということが、信頼関係ということでは子供たちが意見を言いやすい関係がつけられているところで、導入のイメージのところではそんなこともひとつ考えていただけるとよいのかなと思いました。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

磯谷部会長、何かありますか。

○磯谷委員 どうもありがとうございます。

私も、子供たちが話す相手があるところ変わるといえるのはいかにもお粗末な話だと思っていますので、やはりしっかり同じ方が関わっていくということが本筋なのだろうと思っています。

いずれにしても、このモデル事業を実施する中で、実際に東京都としてどのくらいの規模で、どのような方々を選任できるのか。そういった方々の能力もありますけれども、やはり時間の使い方でしょうか、そのようなこともありますので、そういったところもしっかり検証といいますか、踏まえながら制度を構築してもらえればと思っているところでございます。

○松原委員長 他にいかがでしょうか。

それでは、亀岡委員お願いします。

○亀岡委員 どうもありがとうございました。大変参考になりました。

私からは1つだけ教えていただきたいのですが、資料3-2の27ページの最後から「3 面談方法」とありますけれども、28ページの最初に「○ 初めて会う大人には話しづらい子供もいることや、一度の面談ですべての意見を伝えることが難しい場面があること等を踏まえ、子供から意見表明等支援員へのアクセス方法に配慮する。」とあります。その次に「○ 十分な検証を行うため、小学校高学年以上の子供には、里親等委託・施設入所の措置決定にあたって、原則として一度は面談を実施する。」とあります。

いわゆる1度の面談ではなかなか難しいから、色々なアクセスを考えながら複数回の面談も含めて行っていこうということかと思うのですが、下にある十分な検証を行うためには私は何回も面談していくということが必要かと思っておりますけれども、この「原則として一度は」ということは、逆に面談しないこともあり得るというような、原則として1度はやりましょうというのですから、原則でないところは面談しないということもあり得るのかどうか。そのときの意見表明等支援員の役割はどのようなことにな

るのか。この辺りを教えてください。

○松原委員長 磯谷部会長、よろしいですか。

○磯谷委員 ありがとうございます。

また全体のところで事務局からも補足をしていただければと思いますけれども、もちろん今、亀岡委員がおっしゃっていただいたように、それは会うというところは当然だろうとは思っていますが、専門部会での議論であったのは、まず1つは具体的にどのような形で制度が本当にできるかというところは、まだ国のマニュアルといいますか、ガイドラインも出ていない状況もあることと、もう一つは現場ではかなりスピード感が必要だったり、そういったところもあるのだろうという理解はございました。

ただし、私の理解としては「原則として」とはありますけれども、それはやはりぜひ最低限1度は会っていただいていることは当然かと思っています。

もし補足がありましたら、事務局からお願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

補足でございますが、ご質問いただいた箇所はモデル事業の実施について記載している部分になっております。それで、意見表明等支援員にアクセスするというところについては、専門部会でも本人の希望によって行うべきなのか、原則として必ず1回は会ってもらえるべきなのか、本人の希望や負担などを考えると、どちらがよいのかという議論はかなり活発であったかと思っております。

少なくともモデル事業の期間におきましては、やはり子供たちの本当のニーズ、どのように使いたいのかというところをできるだけ漏らさず、把握をさせていただいて事業の検証に活用していきたいと考えていることから、高学年以上の子供については、モデル事業の期間につきましては、もしかしたら御負担をおかけするかもしれないのですが、少なくとも原則として1度は会っていただいている上で説明も受けていただいているかと思うかということでもまずやってみようという議論になったかと思っております。

事務局からの補足としては、以上でございます。

○松原委員長 そういう試みを経て、本格実施のところではまた形態が変わってくるという理解でよろしいかと思いますが、よろしいですか。

○亀岡委員 ありがとうございます。先ほどの御説明のところ、原則としてというところは最低というようにおっしゃっていたので、非常に私はその意見に賛成です。原則と最低とは随分イメージが違っていると思っていて、むしろ最低と言っていたほうがモデル事業ですからよいかと私は思いました。ありがとうございます。

○磯谷委員 ありがとうございます。

今、事務局の話も伺っていて私も議論を思い出したのですが、確かに子供のほうが必ず会いたいわけではないといえますか、他の事業の先事例などを見ていると、やはり別に会いたくないという子もいて、そこをまた無理にというところもあるのかと

いうことで、そのような意味では何が何でもということではないという趣旨なのかなと思われました。ありがとうございます。

○松原委員長 他はいかがでしょう。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 秋山です。

子供の意思表明を支援する仕組みは、細かい配慮をして作成してくださったのではないかと思います。ありがとうございます。

磯谷部会長がおっしゃいました、全体的な底上げはとても大事だと思っています。今回は児童相談所に関わる子供たちへのものですが、これをうまく活用していく背景に、やはり全ての子供たちが幼少期から大人に安心して話をする、そして、否定されることなく受け止められていくという経験を積み重ねておくことが必要なのではないかと思います。せっかくの提言ですので、児童相談所に関わる関係者だけではなくて、家庭、園、学校など、全ての都民の人たちに子供たちの声を聞くことが大切だということ呼びかけていただけないかと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

他はいかがでしょう。

泉谷委員、お願いします。

○泉谷委員 泉谷でございます。

今、秋山委員がおっしゃったことと関わってくるかと思うのですが、子供の年齢によっては、子供は私たちが想定していないような意見の表明をしてくるときがあるのかなと思います。それで、その意見の中には学校のことであったり、お友達のことであったり、色々なことが出てくるとき、委託先の里親の方だとか施設のことだけではない問題が出てきたときに、その意見をどうやって受け止めていったり、そこに関わる人たちに対応していくということを想定されていらっしゃるのか、教えていただきたいということ。また秋山委員もおっしゃいましたけれども、やはり学校や、特に施設や里親の子供を受けている学校などにもこのような人たちがいるということをどうやって周知していくかということを経営的には構想されるのか。今の段階でお分かりのことがあれば教えていただきたいと思います。

○磯谷委員 ありがとうございます。

これもまた事務局からも補足をしていただければと思いますけれども、おっしゃるように本当に子供は色々なことをしゃべりたいということがあって、それは何か制限するようなものではないと思います。そこは、お話ししたいことをしっかりお話を聞いて受け止めるということになると思います。

一方で、この制度はやはり児童福祉の仕組みの中で、特にこの措置を取ったりするときに、その子供の声をきちんと反映する。それから、例えば施設など社会的養護にいつ

た中で、そういったときの子供の声をしっかりくみ上げるというところが眼目であることは確かなのだらうと思いますので、おそらく具体的に制度が走り始めてどのような声の子供たちから出てくるのか。そういったところも踏まえて、在り方について検証していくことになるのかなと思っております。とても現実的な重要な御指摘だったと思っております。ありがとうございます。

○松原委員長 事務局のほうで何かありますか。よいですか。

他はよろしいでしょうか。

それでは、貴重な御意見をいただきましたが、いただいた報告書の中に含意としては含まれているというように私は理解をいたしました。実際にモデル事業ということも踏まえますと、今後の展開は非常に期待をされるし、また、東京都がこのようなことを行っていたということで重要な、まさにモデルになるものと考えておりますので、実施、運用をきちんとしていただきたいと委員長としては感じました。

それでは、これを報告書といたしまして、案を取りまして東京都に提出をしたいと思っております。

(松原委員長・西山福祉保健局長 報告書手交場所へ移動)

○松原委員長

東京都知事 小池百合子殿

東京都児童福祉審議会委員長 松原康雄

「一児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方について」

本審議会は表記の件について検討を重ねてきた結果、別紙のように意見を取りまとめたので児童福祉法第8条第4項の規定に基づき提出する。

よろしく願いいたします。

(松原委員長から西山福祉保健局長へ報告書手交)

○福祉保健局長 どうもありがとうございます。

(松原委員長・西山福祉保健局長 自席へ移動)

○松原委員長 私も議論に参加しておりましたが、こうやって東京都に提出をしますと、一段落ついたなと思いつつながら、一段落をつけてはいけないのだなということも感じておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、福祉保健局長から一言、御挨拶をいただきたいと思っております。

○福祉保健局長 改めまして、福祉保健局の西山でございます。本日は大変お忙しい中、皆様に御出席を賜りまして誠にありがとうございました。

ただいま松原委員長から、「一児童相談所が関わる子供の意見表明を支援する仕組み（子供アドボケイト）の在り方について」の提言を頂戴いたしました。以降、着座に

て失礼いたします。

この件につきましては、令和3年11月の児童福祉審議会本委員会で専門部会が立ち上げられ、それ以降、磯谷部会長をはじめ、各委員の皆様には大変精力的に御議論をいただきました。

また、今回は当事者である里子や施設等の児童を委員の皆様が訪問し、直接お話を聞いていただくという機会もございました。本日、その内容を具体的な提言として取りまとめていただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

都におきましては、平成10年に児童福祉審議会から新たな権利保障の仕組みづくりの提言をいただいて以降、子供の権利侵害について第三者の立場から相談や調査を行う体制を整備する他、子供の権利ノートを作成し、里子や児童養護施設等の児童に対し、権利の啓発や相談方法の周知に取り組んでまいりました。

こうした仕組みが有効に機能するためには、専門部会で御議論をいただきましたように、子供の周囲にいる我々大人たちが子供の意見表明の重要性を認識することが重要でございます。

私どもは、子供が生活の様々な場面で意見を表明できる環境を整えていかなければならないという思いを新たにしております。今後、本日いただきました提言を踏まえまして、児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みを検討し、構築をしてまいります。

委員の皆様には、今後とも特段のお力添えを賜りますよう心からお願いを申し上げます。して、挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○松原委員長 ありがとうございます。

今後の予定について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○子供・子育て計画担当課長 本日決定いただきました提言でございますけれども、明日プレス発表を予定しております。また、冊子として印刷をいたしまして、出来上がり次第、皆様のお手元に送付させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、都合によりまして、局長はここで退室させていただきます。

(西山福祉保健局長退室)

○松原委員長 それでは、用意をされました次第の議事の(1)はこれで終わりました。

続きまして「(2)東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について」、事務局よりまず御説明をお願いしたいと思います。

○少子社会対策部保育支援課長 資料4の「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について」を御説明させていただきます。

令和4年11月30日及び12月28日に、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されまして、児童福祉施設の基準の改正が行われまし

た。これを受けまして、この改正内容を東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、それから同条例の施行規則に反映する予定でございます。

改正事項は、表記載の5点でございます。詳細は次ページ以降でこの後、御説明させていただきます。施行日は令和5年4月1日となります。

また、子ども家庭庁設置に伴う文言修正と、民法改正に伴う「懲戒に係る権限の濫用禁止」の規定の削除も併せて行う予定でございます。

それでは、改正事項の具体的な内容につきまして御説明申し上げます。1枚おめくりください。

改正事項の1点目は、「児童福祉施設における児童の安全確保のための計画策定を義務化」でございます。

改正の経緯でございますが、令和3年7月の福岡県の保育所における送迎バス置き去り事故等が発生する中で、児童福祉法の改正が行われました。児童福祉施設等の運営基準につきまして、国が定める基準に従い、条例で定める事項といたしまして、児童の安全の確保が追加されまして、これに伴う省令改正となっております。

改正の概要でございますけれども、各児童福祉施設におきまして安全計画を策定・周知し、研修及び訓練を定期的を実施することなどを義務づける規定の新設となります。安全計画は設備の安全点検や職員、児童等に対する安全に関する指導、職員の研修及び訓練等についての計画となります。

都の対応といたしましては、国の省令改正のとおり条例を改正することを考えてございます。

次のページをご覧くださいませ。改正事項の2点目でございますが、「バス送迎に当たり所在確認や安全装置の装備を義務付け」ということでございます。

改正の経緯でございますけれども、令和4年9月の静岡県の認定こども園における送迎バス置き去り事故を受けまして、当該事案への対策を検討する国の関係府省会議において送迎バスの安全装置の設置の義務化などの緊急対策が決定されたことに伴っての改正でございます。

省令改正の概要でございますが、2点あります。

1点目は、各児童福祉施設におきまして児童の施設外での活動、取組等のための移動等のために自動車を運行するときは、点呼等による児童の所在確認を行うことを義務づける規定を新設するものでございます。

2点目ですが、保育所及び児童発達支援センターについては、1点目の所在確認の義務づけに加えまして、児童の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置の使用を義務づける規定の新設を行うものでございます。

都の対応といたしましては、国の省令改正のとおり条例を改正することを予定しております。

次のページをご覧くださいませ。3点目でございます。「保育所と児童発達支援センターの併設を可能とするため、設備及び人員の専従規定を緩和」ということでございます。

改正の経緯でございますが、障害児通所支援は事業所数等が飛躍的に増加し、身近な地域で支援が受けられるようになった一方で、適切な運営や支援の質の確保等が課題になっていること。

それから、インクルージョンを推進する観点から、こちらの囲みにありますとおり、国は障害児通所支援の在り方に関する検討会を設置いたしました。この中で、児童発達支援等と保育所等で障害の有無にかかわらず一体的な子供の支援を可能とする方向で必要な見直し、留意点等を検討すべきとの御意見があったことも踏まえまして省令改正が行われたものでございます。

省令改正の概要になります。

保育所につきましては、児童発達支援センター等が併設されている場合、特有の設備及び専従の人員の共用について、その行う保育に支障のない場合に限り共用を可能とする改正を行うものとなります。

児童発達支援センターにつきましては、障害児の支援に支障がない場合に限り、当該事業の職員が保育所等への児童への支援も行うことができるよう改正するものとなります。

都の対応といたしましては、国の省令改正のとおり条例を改正することを考えてございます。

なお、設備及び人員の専従規定の緩和に当たっては、別途、国が示す留意事項の内容も踏まえまして、保育所の保育や障害児の支援に支障がない場合に限り実施することといたします。

次のページをおめくりください。改正事項の4点目でございますが、「児童福祉施設における業務継続計画策定等の努力義務化」でございます。

改正の経緯でございます。新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、平時からの感染症等に対する備えや感染症流行時の業務継続の重要性が再認識される中、国が開催した児童福祉施設等の感染防止対策・指導監査の在り方に関する研究会の報告書で、障害児入所施設や児童発達支援センターに義務づけられている業務継続計画の策定等について、児童福祉施設に対しても努力義務として求めるべきと、このような意見が出されたことを踏まえて省令改正が行われてございます。

省令改正の概要としましては、児童福祉施設に対して2点の努力義務を設けます。

- 1点目、業務継続計画を策定・周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。
  - 2点目、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止のための研修、訓練を実施すること。
- こちらの2点でございます。

都の対応といたしましては、国の省令改正のとおり条例を改正することを考えてござ

います。

ページをおめくりください。改正事項の5点目は、「保育所における看護師等のみなし配置に関する要件緩和」でございます。

省令改正の経緯でございます。保育所の職員配置基準について、現在は0歳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師または准看護師1人に限り保育士とみなすことができるとされておりますが、少子化の進行等によりまして0歳児の入所の数が減少傾向にあり、入所が4名を切ってしまう場合には看護師等を保育士としてみなすことができなくなり、0歳児の入退所に左右され処遇が安定しないといった状況を受けまして、国において省令改正が行われることになりました。こちらは、千葉県から国へ提案があつて実現したものとなっております。

省令改正の概要は、看護師等を1人に限り保育士とみなす措置について、0歳児の在籍人数の要件の撤廃となります。

しかし、0歳児の配置基準は、児童3名に対して保育士1名の配置となっておりますため、要件撤廃によりまして看護師等のみで0歳児の保育を行うことが可能になってしまうことから、保育士と合同で保育を行うこと、看護師等は一定の知識と経験を有することを別途要件として設けることとなります。

都の対応といたしましては、現在本事項に関しては規則で定めておりますので、国の改正省令に準じて規則を改正いたします。

ただし、都におきましては、みなしの対象は保健師または看護師に限っており、准看護師はみなしの対象としておりませんので、この点については従前のとおりといたします。

改正事項につきましては以上となります。

最初のページにお戻りいただきてよろしいでしょうか。

今回の改正につきましては、児童発達支援事業につきましても改正事項の1から3について同様の改正を行います。また、認定こども園につきましては、幼保連携型については2から5、その他の3類型につきましては2及び5について改正を予定しておるところでございます。

なお、参考資料といたしまして、省令改正の条文について添付させていただいております。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの説明についての御質問、御意見等があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、川上委員。

○川上委員 最後の保育所における看護師等のみなし配置についてなのですが、今も実際に子供たちのいわゆる発達障害の問題もありますし、何より新型コロナウイルス、

インフルエンザウィルスがはやっているような中で、看護師の存在意義というものは、保育士としてではなくて看護師としてしっかり仕事をしていただくことが保育所の中における感染の蔓延を防ぐなど、とても重要なのですが、みなし配置を緩和してしまうと、看護師がほとんど保育士のような状態になってしまって、私も何園も見ているのですけれども、看護師としての仕事が行えていない園がとても多くなっています。そのような意味では、これは緩和をしてよいのでしょうか。

○少子社会対策部保育支援課長 御意見ありがとうございました。

このみなし配置につきましては、制度ができた当時、保育士の確保が大変困難になっているという状況があり、他の職種で新たに入ってもらえないかということで国が定めたものになります。

おっしゃるとおり、現在新型コロナウイルス、インフルエンザウィルスといった状況もありますし、発達障害のある子供も多く入所されるようになっていきます。制度趣旨としてはそのように保育士の代わりとしてみなすことができるというものではありませんけれども、看護師の方の役割は非常に重要だと考えておりますので、現場の状況を踏まえまして、緩和してよいということは配置としてはこのようにみなすことができるという国の形を都でも整えるということにはなりますけれども、必ずしも看護師の役割が低下しているだとか、そのようなことでは全くないと考えてございます。

○川上委員 考えとしてはそれでも、現場の実態はほぼ看護師としての仕事ではなくて、保育士業務に従事してしまっている時間が多くなっているということが実際だと思うのです。それで、やはり逆にそこはきちんと看護師が看護師として働ける環境を整えていくことこそが最終的には保育の質にも関わってきますし、子供の安心、安全にもつながってくると思いますので、安易に緩和してしまうということがよいことなのだろうかということはとても疑問に思いますので、また御検討いただければと思います。

○松原委員長 ありがとうございます。

これは実際の運用の問題ですから、都で十分現場を見ていただいて、指導も含めて対応していただきたいと思います。御発言の趣旨はよく分かります。

事務局、それでよろしいですか。

○少子社会対策部保育支援課長 1つ、補足をさせていただきます。

○少子社会対策部長 御意見ありがとうございます。

今回の改正につきましては必ずしも推奨という意味ではございませんで、どちらかという現状そのように配置している中で難しくなってしまう園がある場合に対応を可能にしているというところですので、都としてもそのような形で推奨していくというつもりではございません。その辺りについては、松原委員長がおっしゃるようによく現場で指導等を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○川上委員 ぜひそこはきっちりお願いします。

○松原委員長 他にいかがでしょう。

内山委員、どうぞ。

○内山委員 ありがとうございます。

今、川上委員から貴重な御意見をいただいて、私も目が覚めるような思いがしました。改めて説明を伺っていると、待機児童の問題で保育士がなかなか足りない中でこのような措置が経緯として出てきたとおっしゃっているにもかかわらず、逆に少子化の進行によって0歳児が少なくなってきたからこれを是としよう、もっと緩和しようという国の動きには何か整合性がないように私も改めて感じました。

そういった中で、まさに川上委員がおっしゃったような方向は、私も立場が立場なのでどこまで今ここで発言してよいのかよく分かりませんが、十分勘案していただきたいと思う一方で、保育の現場からこういった要望というのは出てきているものなのかどうか、その辺りを教えてもらえますでしょうか。

○少子社会対策部保育支援課長 ありがとうございます。

やはり川上委員がおっしゃったとおり、かなり今新型コロナウイルス、インフルエンザウィルスは流行している状況がございますので、看護師の方の役割の重要性のお声はいただいているところでございます。

○内山委員 そのような意味ではなくて、こういった国の動きに準じて都も緩和してほしいという現場の声があるかということです。

○少子社会対策部保育支援課長 大変失礼いたしました。

具体的に緩和してほしいというお声は特段、今のところ届いているところではないです。

○内山委員 ありがとうございます。

国がどのような動きをするにせよ、東京都として大事にすべきもの、守るべきものというのはあると思いますので、そちらは別にすべて国に準ずる必要はないと思いますので、川上委員からの意見も十分踏まえた上での対応をお願いしたいと思います。

私からは以上です。

○少子社会対策部保育支援課長 ありがとうございました。

○松原委員長 貴重な御意見ありがとうございます。ぜひ東京都で受け止めていただいて、現場の声も大切にしていきたいですし、それから看護師の役割というものも大切にしていきたいと思います。

どうぞ。

○米原委員 米原でございます。

補足ですけれども、サービス推進費というもので看護師配置の補助金が東京都独自で出ていまして、その看護師の配置は保育士のみならず看護師業務として働くことを前提に出ているので、多くの東京都の保育所における看護師はこのみなし配置とはあまり関係がないということが前提かと思えます。そのような理解でよろしいでしょうか。

○少子社会対策部保育支援課長 ありがとうございます。そのとおり、サービス推進費のメニューの中で看護師を配置した場合を評価するという項目も設けております。このような形でしっかり体制の確保もしていきたいと考えております。

○松原委員長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

それでは、先ほど川上委員、あるいは内山委員から出た御発言、それから補足的な御意見もいただきましたので、事務局で受け止めていただいて運用、運営をしていっていただきたいと思います。

○少子社会対策部保育支援課長 ありがとうございます。

○松原委員長 それでは、報告事項に移らせていただきます。

令和3年度の各部会の審議内容について報告をしていただきます。部会ごとに事務局より説明をしていただいて、それぞれ部会長の方たちから、あるいは部会長が御欠席の場合があれば代わる方からということになるかと思いますが、御意見や御感想を頂戴したいと思います。

では、まず里親認定部会から事務局の報告をスタートしたいと思います。お願いします。

○少子社会対策部育成支援課長 それでは、資料5「令和3年度における各部会の審議内容」をご覧くださいと思います。

まず、私、育成支援課長の榎本から里親認定部会の状況について御報告をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

まず「1 開催回数」でございますが、令和3年度は例年同様6回ございました。

2の審議件数でございますが、令和3年度は養育家庭、養子縁組里親、ともに新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして諮問件数が減少しております。合計92件の諮問につきまして、全て適格との結果でございました。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

では、磯谷部会長いかがでしょうか。

○磯谷委員 ありがとうございます。

今おっしゃったように、新型コロナウイルス感染症の影響で申請件数は下がっておりますけれども、直近のところでは印象としては回復してきているような感じがしております。少し安心しているところでございました。全体的な傾向としては、これまでと大きな変化はないかなと思っております。

ただし、いわゆる二重登録を認めるようになったことから、これまでも増して養育家庭と養子縁組里親との違いをきちんと認識していただいているか、それぞれについてのどのような思いを持って申請をされているかということ、里親認定部会では確認をさ

せていただいております。

全般的に申しますと、養育家庭申請者の方は本当に多様でございます。基本はやはり社会あるいは親元で暮らせない子供の役に立ちたいという思いがベースでございますけれども、加えてもう既に子供たちも成長されてそういった子育て経験を生かしたいという方もいらっしゃる、あるいは本当は養子が欲しいのだけれども、なかなか難しい事情もあるので、養育家庭であっても子供を育ててみたいという方など、多様でございます。

一方、養子縁組のほうは、ほとんどが不妊治療を経ても子供に恵まれなかったという経過を持っておられるのかなというように見ておりました。

えてして、実際に子育ての経験がないという方が多いものですから、子供のいる家庭というものを過剰にばら色に想像しがちなところがあるかと思うのですけれども、その点、拝見しておりますと、研修は一定の役割を果たしているのかなと感じております。

申請書に感想を書いていただいているのですけれども、もちろん人にもよりますが、実際に子供と向き合って施設職員のお話を聞いたりして、現実にぐっと近づいているというような感じがすることが多いと思っております。

里親認定の作業というものは地味な作業と言えましょうけれども、しかし、里親制度の重要な部分を支えているということは間違いのないと思いますし、また、里親になろうという方々の献身的な尊い思いに接することができるという清々しさもあるように思っています。

今後、里親認定に関わる審議会の委員の方々も、そしてそれを支えてくださる事務局の方々も、ぜひそのような思いで向き合っていただければと思っております。

私からは以上です。

○柏女副委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして子供権利擁護部会についてお願いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、資料の2ページ、子供権利擁護部会の令和3年度の実施状況につきまして御説明をさせていただきます。主に、網かけの部分を御説明します。

まず1の開催回数でございますが、令和3年度も例年と同様、12回開催してございます。

2の審議件数でございます。令和3年度は全部で47件ございまして、その内訳といたしまして「(1) 児童又は保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例」が38件、「(2) 児童相談所長が必要と認める事例」が7件、「(3) 緊急を要し、諮問する暇がなく事後報告となった事例」が2件でございます。

続いて、3の被措置児童等虐待の状況報告件数でございます。令和3年度の被措置児童等虐待の通告受理件数は51件ございました。このうち、令和4年12月1日時点

で調査済みのものが37件、調査の結果、虐待に該当すると判断したものが28件という状況でございます。

虐待該当の内訳でございますけれども、社会的養護関係施設が21件、里親等が4件、一時保護施設等が1件、障害児施設等が2件となっております。

私からの御報告は以上となります。

○柏女副委員長 ありがとうございます。

それでは、藤岡部会長いかがでしょうか。

○藤岡委員 ただいまの御報告につきまして、子供権利擁護部会から補足をさせていただきたいと思っております。

まず、28条適用に関する審議につきましては粛々に行わせていただいているところでございます。児童相談所長が必要と認める事例については、今後の対応についてどのようにするとよいのか意見を述べることも我々の職務となっており、かなり丁寧に議論してきたことが審議いただいているこの件数にも表れているかなと思っております。

それから、被措置児童等虐待の状況報告でございますが、残念なことにこのように少し増えてきているのは、やはりコロナ禍の影響という部分が子供たちだけではなくて児童養護施設職員についてもストレスフルな状況があるということがこの数字にも出てきているかなということと、それからこれは一つの実感としてもあるのですけれども、コロナ禍のこのような厳しい状況の中で、もともとあった組織的な課題や、あるいは職員集団のコミュニケーションの部分であるとか、語りの場の保障というような部分でどうしても盲点となっているところが結果としてこのような数字に表れているのかなということで、子供権利擁護部会においては、研修の在り方、グループワーク的な語りを中心としたかなり深い気づきを求めるような研修が必要ではないかというようなことが折に触れて語られて、施設に対しそのような御指導もいただいているところでございます。

そのような意味で、研修をするというだけではなくて通常、日頃からコミュニケーションをしっかりと取るような体制をかなり意識していくことが大事ではないかということ、この数字を見ながら委員の皆様は非常に鬱々たる思いになりながらも、そのような思いをいつも伝えさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○柏女副委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして児童虐待死亡事例等検証部会について、まず事務局からお願いいたします。

○少子社会対策部家庭支援課長 家庭支援課長の吉川です。3ページ目をご覧ください。児童虐待死亡事例等検証部会の審議内容について報告させていただきます。

まず、「1 開催回数」でございます。令和3年度は開催回数8回、またはヒアリングは11機関に対して実施を行いました。

2の審議内容でございます。下から2つ目の令和3年度検証でございますが、令和2年度中に発生いたしました重大な児童虐待事例8事例、全てを検証いたしました。このうち3事例は児童虐待死亡事例等検証部会による詳細な検証を行いまして、令和3年10月に報告書として公表いたしました。概要については、次ページ以降添付しておりますのでご覧いただければと思います。

令和4年度の検証では、令和3年度中に発生した重大な児童虐待14事例について現在検証中でございます。

私からは以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

大竹部会長、いかがでしょうか。

○大竹委員 大竹から報告させていただきます。

今、概要については事務局からお話がありましたように、今回8事例のうち7事例が母の加害によるものであったということで、虐待死では全国的な傾向でありますけれども、特に0歳児が多かった。その中であって、妊婦健診を受診しているケースが不明を除いてなかったということが一つの特徴であったということです。

これは、改めて妊婦健診の適切な受診が妊娠期及び産前産後の体調管理を行うために重要でもありますし、その機会が不安や悩みの解消など、隠れている困難の発見にもつながっていくということでは、虐待の発生予防という意味においても重要な役割を果たしているということ、区市町村においても改めて妊産婦健診の意義というものを周知していただきたいと思っていたところです。

さらに、妊娠期やその後の産前産後のみならず、将来の妊娠を見据えて男女を問わず思春期から継続して健康管理を促すというプレコンセプションケアという考え方というものも必要であるということも指摘させていただきました。

次に、3事例について検証しましたが、ここでの共通課題として、これは令和2年度検証でも指摘したところでもありますけれども、現行の対応水準から1段階引き上げるべきと判断するライン、これを我々は限界線と言っておりますが、これを明確に設定して、かつ、その限界線及び危機管理意識を各関係機関において共有する必要があるということも今回も強調させていただきました。

その他でございますけれども、児童相談所や子ども家庭支援センターといった機関が直接関わらないという事例もあることから、小学校や幼稚園、保育所、放課後等デイサービスなど、地域の関係機関とも情報共有、そして連携をしながら、地域全体で児童虐待事例等の予防に取り組んでいくことが必要である、重要であるということも指摘させていただきました。

また、この提言した改善策を実施するためには、児童相談所や子ども家庭支援センター、その他、要保護児童対策地域協議会、関係機関の体制強化が不可欠である。これはいつも述べるところですが、東京都には業務量の増加等を踏まえ、実態に合った体制整

備を引き続きお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、この検証対象の中には公判継続中の事例もあるということで、現行法制度下においてはこれら公判記録等の入手が不可能であるということ、そして児童虐待死亡事例等検証部会において検証資料を目的として記録の交付を受けることが現状においては困難な状況下であるということがありました。

しかしながら、今後の児童虐待死亡事例等検証部会において、より一層の多角的かつ総合的な情報に基づいた検証、分析を行っていく必要があるという観点から、将来的に司法機関等からの公判記録等の交付を受けられるよう、必要な法令等の改正について国に要望していただきたいということを提言させていただきました。

以上でございます。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、保育部会についてお願いします。

○少子社会対策部保育支援課長 保育部会の審議内容について御報告申し上げます。

まず「1 開催回数」でございますけれども、令和3年度は14回となっております。

「2 審議件数」でございます。右下の合計欄をご覧ください。計画承認の件数が87件、設置認可の件数が94件となっております。

答申の保留につきまして計画承認で1件ございますが、これは令和3年6月の部会で設計及び運用方法について再度の検討が必要になったことから一旦、保留とされたものでございます。翌日、再検討した内容を報告し、計画承認されております。

その下の、保育所に対する業務停止命令、認可外保育施設に対する業務停止命令・閉鎖命令については、0件となっております。

報告は以上でございます。

○松原委員長 それでは、山本部長からコメントをいただきたいと思います。

○山本委員 保育部会の令和3年度の審議状況について御報告いたします。

これまで平成27年、2015年から約8年間、この保育部会をして認可保育所を認可してまいりましたけれども、時系列の統計がありませんが、令和3年度はこれまでの3分の1程度、つまり一番多かったときは300件近く認可をしていたわけですが、待機児童の解消という状況に対応して認可の件数も激減しているということがまず1点あります。認証保育所から認可保育所に移行するというケースが、後半は多くなってまいりました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の関係もあってオンラインでの開催が数回ありました。オンラインですと個別企業の名称が言えないとか、様々な制約のある中で審議を重ねてまいりましたけれども、委員の皆様の実情な御発言を受けて、子供のためにもどのような保育がよいのかということを確認しながら認可をしてまいりました。

また、特に目立った点としましては、まず1つは株式会社として事業を継続していく

ために企業の対応というか、財政的再建を行うために処分をしたり、事業名称を変更したりといったような少し企業的な対応を行う事業者が多くありまして、実際にそれを行ったことによって、例えば人件費の分であったり、財政的な面で保育に影響があるのではないかと考えられるような事例などもありました。

また、全体的に危険があるというような形で明らかでなくても、現状、子供・子育て支援法の中ではその基準を満たしていれば認可をせざるを得ない中では、保育の質というものに対して十分に担保できないような保育所も含めて認可せざるを得ないものが相変わらず引き続いていたと言わざるを得ないかと思えます。

特に、保育士の負担を前提に考えられているような保育室の配置や動線といったようなもの、また、危険性があるような場合も含めて、保育士が運用で頑張りますというような回答を自治体が行うという形で対応してきたものもありまして、実際には今回虐待の事例なども起こっている中では保育士の負担というものは非常に大きく、配置基準の見直しも含めて今後は検討していかなければならないのではないかとといった意見なども見られました。

また、理念や方針のない保育内容といったものが乱立するような申請書が多く、実際に言葉の意味もしっかり考えて申請をしていない事業者もありましたので、今後の保育部会の中では、引き続き常に子供の最善の利益や、子供にとってよりよい保育とは何かということを基盤に、児童福祉審議会の保育部会として検討していく必要があるということを実感した1年でした。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、4つの部会の報告が終わりましたので、まずこの4つの部会に関する報告に関しての御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、亀岡委員。

○亀岡委員 亀岡です。どうもありがとうございます。

私は、児童虐待死亡事例等検証部会についてお聞きしたいと思っております。

6ページ目のところに事例3が載っているのですが、改善策のところには先ほどお話のあったいわゆる限界線という点でございますが、なお書きのところでは「本件については、3歳児健診未受診の場合は、当時3歳10か月を限界線としているが、本児は3歳6か月で死亡した。限界線については、適切な設定をすることが必要である。」と、逆に言えば限界線は適切ではなかったのだという裏返しかと思うのですが、この辺りについて現実的に子供は亡くなっているという状況があったときにどのように対応していくのか、また限界線はどのように決めていかれるのかということについて、若干御意見を伺えればと思います。

○松原委員長 どなたにお答えいただけますでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 では、秋山がお答えします。

この方は3歳児健診未受診で、未受診の場合は訪問したり、電話をしたり、確認をしていくわけですが、受診日から事件発生までの間、非常に熱心に電話をしたり、訪問をしたりしていた機会もあったのですが、3歳児健診は3歳10か月までに受診をすればよいというようなことがありますので、そこまで待っていたということがこの3歳10か月という意味になっています。

ですから、未受診だった受診日からその後夜間に訪問するなど、様々な手段を使って確認をする必要があったということをこのような言葉で書いております。

○松原委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

どうぞ、武藤委員。

○武藤臨時委員 臨時委員の武藤です。2点あります。

1点は2ページの被措置児童等虐待の案件ということで、3番のところに統計というか、数字が報告されていますけれども、先ほどコロナ禍での影響でストレスフルな状況の中でこのようなことが起こっているというような分析をされておりましたが、この中身というものはどのような状況になっているのか、最近の傾向だとか特徴だとかがあれば教えていただきたいと思います。

同時に、これも何回か児童福祉審議会で話をさせていただいているのですが、もう少し詳しい資料というのでしょうか、そのような分析をされたもの、それからこの再発防止に当たっての具体的な取組をどう各施設等が行っているのかということなども含めた詳細な資料をできれば現場のほうに説明をお願いしたいと思っています。

もう一点ですけれども、児童虐待死亡事例等検証部会で分析だとか、改善点だとかを読ませていただいたのですが、どうも私からすると当たり前のような改善策というような気がするのですね。もう少しこれをどうしたら改善できるのかという踏み込んだ改善策を出していかないと、やはりこのようなことというものはずっと起きるのではないかと思います。

特にマンパワーの問題なのか、質的な問題なのか、要するに関係機関の連携が十分でなかったような部分というものは本当に以前から出されているような問題なので、これを解消するためにもっとこのようなことをすべきだという踏み込んだ提案をしないと、同じような検証ではいかなものかと思ったものですから、これは意見になりますけれども、意見させていただきました。

以上です。

○松原委員長 後半は御意見だということで、児童虐待死亡事例等検証部会は今後引き続いていきますから、そこでの検証、あるいは報告書を作成するときに考えていただきたいと思います。

ただし、私も参加しておりましたが、これは去年も言ったよねというようなことが確

かにあって、現場への定着も大きな課題だなということは感じております。

最初のほうの被措置児童等虐待については、いかがでしょうか。

○藤岡委員 部会長の藤岡がお答えさせていただきます。

コロナ禍の影響の部分は、この数字から出てくることへの一つの仮説でございまして、直接の語りの中で新型コロナウイルス感染症がやはり大変ですからストレスフルでというようなことが語られたわけではなく、かなり職員の間でのストレス、それから子供たちの中でのいらいら感のようなところが報告の中から読み取ることができたということでございます。

それはきっとコロナ禍の影響もあるのではないかということなのですが、ここでも実はもともと組織的な風通しのよさがあまりない施設がその状況によって露呈したという御説明を先ほど申し上げたのですが、むしろそちらのほうが大事なことはないかと思っています。

そして、そのような意味では、確かに被措置児童等虐待のこの案件数はとても深刻な数ではあるのですが、それをしっかりとこの状況下にキャッチできて、かつ改善に向けての方向性を示し得ているということが、施設での全体の養育の質の底上げとしては機能しているのではないかなということを改めて発言の機会をいただいたのでお伝えできればと思っております。

それから、ここから先は少し推測も入るのですけれども、組織集団ということの中でもやはり職員集団の中での位置づけですね。この内訳については説明もしていなかったのですが、以前も御質問いただいたのですが、結構経験のある方がそのような事案の対象となっているというようなことがあって、つまり養育観の中にかなり御自身が育てられてきた歴史の中での部分が、施設全体としては権利擁護に関する意識は非常に高まってはいるのですが、それを構成している職員の生い立ちの歴史等を含めていくと、やはりまだまだ、本委員会で話題になった意見表明ということそのものも職員がなかなかさせてもらえなかった歴史を有しているということがあって、その部分からやはり研修だとか日頃の支援というところを考えていかなければいけないというようなところが、この数の中と分析の中に非常に明確に表れているのではないかということを思ったところです。

あとは、資料の取扱い等につきまして、それから今後の方向性については常に施設に対して提示しているところでございますが、その点は事務局から補足いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○子供・子育て計画担当課長 ありがとうございます。

施設へのフィードバックの仕方といたしまして、まず個々の施設におきまして状況の調査などを行った上でどのような改善策の指導をしていくのがよいのかということについては子供権利擁護部会で御審議いただきまして、その意見も踏まえてフィードバックをさせていただいているところです。

武藤委員からの御指摘は、では全体としてその知見を共有されるべきではないかという御指摘ではないかと思います。なかなか個別の事案についてそのまま共有していくことは難しいところではございますが、事務局でも研修などを行う機会もございますので、そういったところでこういった状況ですとか、こういった指導が行われたのかということ踏まえて研修等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○松原委員長 よろしいですか。

それでは、榎沢委員をお願いします。

○榎沢委員 虐待の問題についてなのですが、先ほど色々なストレスとか、それから自分がこれまで生きてきた中で身につけてしまった考え方などが影響するだろうということでした。おそらくそのようなこともあると思います。

一方で、例えば保育所の場合が、ニュースにもなっていますが、保育士養成校を出た20代の職員が子供を逆さづりにして面白がっていたことがあります。そして、そのような行動を何の疑問もなく行っています。しかも、1人ではなくて何人もの保育士が子供を逆さづりにしたりすることを保育の中で行っているという現状を知ると、保育士養成校の教育はどうなっているのかと思います。私自身は保育者の養成の立場にいますが、子どもの権利条約が保育所保育指針の中に入ったのは随分昔のことで、養成教育の中では子供の権利については当然教えていることなのです。

にもかかわらず、保育士が何の疑いもなくそのようなことを行ってしまうということを知ると、自分たちが行っている教育は何かなと思ってしまうのです。本当に養成教育の中で子供の権利とか、子供の最善の利益とか、子供の意見表明とか、そのようなことが学生たちにしっかりと伝わっているのか。ただ授業で言わなければいけないからというレベルだけで終わってしまっているのではないかという気もするのです。自分の反省としてはですが。

したがって、今回のように児童虐待について色々調査してまとめてくださった資料を保育士養成校の先生方が知る必要があるだろうと思うのです。「このようなことが実際起こっていて、このようなことが問題になっているのだ」ということを生の事実として保育士養成校にも伝えていただけると、少しは養成教育のほうで学生の教育に関してやり方や内容などを考えることにつながるのではないかという気がします。そのような意味で養成教育のほうにも少し目を向けていただければと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。それは児童福祉司の養成なども同じだろうと思いますので、大切な御意見だと思います。

他にいかがでしょうか。

米原委員をお願いします。

○米原委員 先ほどの榎沢委員の御発言の中にもありましたけれども、適切な保育につい

て昨今報道がありまして、国も緊急で全国の保育所等にアンケート調査をしているようですが、今後、先ほど社会的養護関連施設の被措置児童の虐待の中でも施設の従事者の組織づくりというようなことがありましたけれども、当然、保育等も同じように考えていかなければいけない。児童福祉審議会には保育部会もありますが、そういったことも今後検討していかなければならない。必要であれば、何かそういった制度というものも都でつくっていかなければならないということを感じ、ここで皆さんにそういった考えがあるということの意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○松原委員長 ありがとうございます。

全体の流れとしては今期これで最後の会議になりますので、退任される方全員というわけにはいかないのですが、何人からか感想もいただきたいと思うのですが、4つの部会について他にしなければそちらに移っていきたくと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、それに移る前に、実は今期、東京都は非常に前例を見ない方式を取り入れております。大体、社会的養護の経験者の方々については、ヒアリングはしても常時の委員としてはなかなか参加されていないということが、東京都も含めてその他の自治体の状況だったと思うのですが、今期は田中委員と川瀬委員に入っていただきましたので、お二方から何か一言ずつあればいただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○田中委員 田中れいかと申します。

私自身は、お隣にいる川瀬委員と一緒に、数年前に一度ヒアリングというところでお邪魔した経験があります。そして、令和4年度は臨時委員として途中から今日の最後まで出席をさせていただき、まず大人の皆さんがこうやって真剣に制度のことを考えてくださっているということを知らずに、いつも自分たちの措置について声が聞かれなかったとか、文句を言う当事者がたくさんいるのですけれども、私自身出席することで、自分の意向に沿わないときもあるけれども、こうやって色々な専門家の方々が話し合いをして、自分たちの環境や制度のことを考えてくださっているということを身をもって知ることができましたので、それは今、関わっている子たちにも伝えていきたいなと思いきっかけになりました。

○川瀬委員 令和4年5月に臨時委員を拝命しました川瀬と申します。

児童福祉審議会に呼んでいただきまして様々な御知見、それからお立場の領域の委員の皆様と議論をしながら、こうして今日提言を最後にお示しできたこと、本当に私自身も大変勉強になりましたし、このような機会に携わらせていただきまして本当にありがとうございました。

私は、ふだん中学校の教員をする傍ら、都内の児童相談所に訪問しまして、民間団体のアドボカシーを実践するという立場で細々とやらせていただいております。

今回の提言は、本当に最後の4のところでお示ししましたとおり、モデル事業をこれから行っていくのだ、その中で、どのような効果だったり、どのような課題があるのか

ということを子供たち、あるいは関係機関の皆さんと一緒に具体的に示していくということが次の段階としてかなり明確になったなと思っております。

その中でやはり大事にしたい視点としては、子供、若者とパートナーシップを育みながらこの仕組みを制度からきちんとワークさせていくこと、建前ではなくてやはり本音で子供の声を聞くことは大事だよねと、みんなが思えるような仕組みにしたいと思っておりますし、そのために例えばモデル事業ですとか、意見表明等支援員の養成ですとか、そのようなところでたくさん責任を果たしていかなければいけないなというように気持ちを今、新たにしております。

また、子ども家庭庁が令和5年4月に設立しますけれども、その中では子供、若者の声を政策に反映するということが様々に今、検討が進んでまいります。この一時保護や措置の決定場面というところは、個別の一人一人の子供の声を大切にしていくということで、そして国で議論されているのは制度政策への反映ということで、この2つは別の切り口でありながら実は両輪で回していくべきものだと考えております。

国にも少し携わらせていただいている立場、そして子供一人一人の声を聞かせていただいている立場として、子供の経験世界と、それから実務の現場と、そして政策を決定するこの三層がうまくつながっていくような、そのようなことで何かお役に立ちたいなと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○松原委員長 ありがとうございます。

それでは、退任される委員の方と限定してしまうと、私は継続しているのだけれども言いたいことがあるという方もいらっしゃると思うので、一旦そのような枠組みは外してよいと思うのですが、時間が迫っておりますので、どうしてもこのことは今期のまとめとして話をされたいということがあればぜひ御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

大竹委員 お願いします。

○大竹委員 私は最後になりますので、児童虐待死亡事例等検証部会をやってきて、先ほど報告書、それから提言ということで毎回、毎回上げていますが、この提言等については本当に事務局で真摯に受け止めていただいて、この提言の内容をいかに解決するためにとということで、大変事務局も行政もしっかりと取り組んでいただいたというような感想を持っています。

そして、武藤委員からも指摘がありましたが、この御意見は引き続いていきたいと思っておりますけれども、松原委員長からも、繰り返しというようなところでは、私たちのこの報告書というものをしっかりと現場サイドにもう一度読んでいただいて、我が事として感じていただくということで、現場への定着につなげていただきたいというところは一つの要望にもなるのではないかなと思っております。

本当にありがとうございました。

○松原委員長 他はいかがでしょう。

どうぞ、山本委員。

- 山本委員 私も今日で最後になります。平成27年から8年間務めさせていただきました。その中で先ほどもお話ししましたとおり、今後は保育所の機能の見直しも含めて、東京都はまた認証保育所の位置づけもありますので、考えていかなければいけないのかなと思っております。

その中で、先ほどの児童福祉施設の設備の運営基準の条例の見直しの中で、児童発達支援センターと保育所との併設が可能というものが3番目にあったと思うのですけれども、既に保育部会の中でもそういった事案がいくつか出てきています。

その通知が出てくる中で私が1つとても懸念していることが、支障のない範囲、障害児支援に支障のない範囲という書きぶりや、保育側の保育に支障のない範囲でインクルーシブ保育を行ってくださいというような通知の内容に準じたときに、支障のない範囲、支障のない保育とは何かということをやはりゆっくりじっくり考えてインクルーシブ保育というものを見ていかないと、保育側の質の衰退というか、低下になってしまうのではないかと。

私自身は、インクルーシブ保育はもちろん賛成ですし、よいことだとは思いますが、けれども、本当に日本のこの国の中の保育現場でインクルーシブが行われているのか。児童発達支援センターという施設と保育所という別の児童福祉施設が存在していて、それをただくっつけておけばインクルーシブだというような考え方でやっていってはいけないのではないかとというように保育側からしても思いますし、おそらく、障害児支援を一生懸命やっている方にとっても、やはり同じようなもやもやしたところがあるのではないかと思うところが最後に起こりました。この課題は次の保育部会に置いておきますので、今後また検討していただければと思います。

以上です。お世話になりました。

- 松原委員長 あと、お一方か、お二方か。

都留委員、お願いします。

- 都留委員 私も、乳児部会から児童福祉審議会に出させていただいて今期で終わりということになります。

乳児院という立場の中から、里親認定部会というところで里親の認定に携わらせていただきました。ありがとうございました。

東京都のこの児童福祉審議会の中から、乳児院からより小さいうちに子供の永続的な家庭を特別養子縁組という形の中で進められるようにということで、新生児委託というような制度も始まったというところは非常に東京都としてもよかったと私は思っております。

多くの児童相談所の方たちが非常にしっかり調査をしてきた方たちが上げられてくる里親申請では、里親認定部会としても1組でも基本的には多くの方に里親になっていたいただきたいということで、子供がそこにいてどのような家庭になっていくのかなというよ

うなことを想像しながら認定をしてきたところがあります。

引き続き、こちらに乳児部会の方が入って認定に関われるとよいなと思っております。どうもありがとうございました。

○松原委員長 ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。もうお一方ぐらい大丈夫かと思うのですが、よろしいですか。

○子供・子育て計画担当課長 磯谷委員にお願いできればと思います。

○磯谷委員 今日、私はたっぷりお話をいたしましたので特にもう希望はしないつもりでしたが、私も振り返ってみると本当に長くて、最初は子供権利擁護部会から始まり、記憶ではたしか松原委員長や柏女副委員長と御一緒させていただいたように思うのですが、その後、一時、児童虐待死亡事例等検証部会も少し入らせていただき、また、並行してこの里親認定、そしていくつか専門部会ということで、本当によい経験をさせていただいたと思っています。そのような意味で、本当に感謝したいと思っています。

私自身は、この児童福祉審議会はこれで終わりになりますけれども、児童相談所のお手伝いをずっとやってきていますし、またそちらではまさに今日色々議論をした児童相談所の現場の話なども、より身近に見ていくことになると思っていますので、ぜひそういったところから機会があればまた意見を申し上げたりしたいなと思っております。ありがとうございました。

御指名いただきましてありがとうございました。

○松原委員長 ありがとうございました。

実は、私も今期限りになります。途中、1回抜けていた期があったので、通算何年やったんだかよく分かりません。それで、今期に限らず、東京都は全国をリードするような色々な制度をつくってまいりました。それのお手伝いができたということは非常にうれしく思っております。

しかし、一方で、専門的な様々な活動が現場の職員の方に十分伝わっていない、あるいはその特徴が充実した仕事の中で生かされていないというところは、まだまだ課題なのかなと思います。

私がこの分野に関わり始めた頃は、大学の卒業生の皆さんは児童相談所に行きたくて行きたくて、なかなか行けないよというような話をしながら卒業生を送り出していた時期がありますが、今だと、児童相談所かもなと言いながら少し顔を曇らせていくような卒業生もいないわけではありません。もっと職員の方が充実して仕事ができるような環境になればよいなと思っておりますし、そうであればこそ、子供たちや子育てをしている親たちも充実した環境の中で支援を受けられるのではないかと考えております。

東京都のこの児童福祉審議会に関わる様々な経験が、私を育ててくれた大きな要素の一つになっております。児童相談所、特に色々な勉強をさせていただいたことを感謝したいと思います。

今度とも、東京都の児童福祉行政が全国をリードするような形で展開されることを願

っております。それだけの力を東京都は持っていらっしゃるのだなと改めて感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後は、かっこいいね。僕らしくないですが。

それでは、最後に事務局からいくつかお願ひしたいと思ひます。

○福祉保健局理事 ありがとうございます。

それでは、私からは事務局を代表いたしまして一言御礼を申し上げたいと思ひます。

まず、先ほど松原委員長からもお話がありましたように、本日は令和3年度の児童福祉審議会のメンバーの最後ということになります。この間、5つの部会を含めまして御熱心な御議論をいただきまして本当にありがとうございました。

また、今期をもって御退任をされる方、先ほど御挨拶いただきました方、多数いらっしゃいます。そういった皆さんには改めて御礼を申し上げたいと思ひます。

また、松原委員長、あるいは磯谷部会長をはじめまして、長きにわたって委員をお務めいただいた皆様にも、改めて厚く御礼を申し上げたいと存じます。

本日御提言いただいた内容も、先ほどお話がございましたように、まさにこの制度をいかに根づかせるか、機能させるかということが私どもに課せられた役割でございますし、またこの間、皆様からいただいた意見をしっかりと受け止めて現場に生かしていくということをやっていきたいと思ひます。

そのためにも、引き続き皆様には御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○松原委員長 それでは、事務局にお返しいたします。

○子供・子育て計画担当課長 それでは、長時間にわたりまして御審議いただきまして、どうもありがとうございました。

本日の東京都児童福祉審議会第3回本委員会はこれで終了とさせていただきます。どうも遅い時間までありがとうございました。

閉 会

午後8時25分